



島根県報

平成21年 4 月14日 (火)

第 2,076 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水産課)	2
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(道路維持課)	2
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の実施	(")	2
包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局)	3

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施	(河川課)	3
-------------------	-------	---

【正 誤】

平成21年 3 月31日付け島根県報号外第62号中	(人事課)	4
---------------------------	-------	---

告 示**島根県告示第312号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
上田 祐華	外科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成21年 3 月 30 日
永澤 篤司	内科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成21年 3 月 30 日

島根県告示第313号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

五十猛加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第314号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成21年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
町道 戸河内線	邑智郡邑南町戸河内2492番2地先から 同2492番1地先まで	付替・拡幅	平成21年 4 月 1 日

島根県告示第315号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成21年 4 月 14 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事開始の期日
邑南町道 戸河内線	邑智郡邑南町戸河内2492番1地先から 同2492番1地先まで	付替・拡幅	平成21年 7 月 1 日

島根県告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成21年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成21年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、16,684千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

熱田雅夫 松江市南田町130番地1 フォートビル2階

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公**告**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成21年5月11日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

一級河川斐伊川水系意宇川（松江市竹矢町地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる係留施設等の所有者、占有者その他権原を有する者

(1) 出雲郷橋からJR橋までの左岸に設置されている船舶係留施設 4基

その他付属物一式

(2) 出雲郷橋からJR橋までの右岸に設置されている船舶係留施設 2基

その他付属物一式

(3) 意宇橋から河口までの右岸に設置されている船舶係留施設 5基

その他付属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設等の設置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話 0852-32-5734

正 誤

平成21年 3 月31日付け島根県報号外第62号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から22	職員の勤務時間に関する規則	職員の休日及び休暇に関する規則